



政府からのお知らせ No.17

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

「国民生活センター

熊本地震消費者トラブル110番

を実施します

開設期間

4月28日から。毎日10～16時（土日祝日含む）

対象地域

九州地方（沖縄県を除く）

※九州地方以外からはつながりません。

フリーダイヤル **なくそうよ 心配**
☎ 0120-7934-48
(通話料無料)

※被災地域の方・被災地域以外の方を問わず、消費者トラブルに関するご相談は、
消費者ホットライン ☎ 188（通話料有料）でも受け付けております。

このような相談を受け付けます（以下はこれまでの震災で実際にあった例です）

不動産賃貸	震災被害を受けたアパートから退去を申し出ると、違約金を請求された。 大家から賃貸マンションの退去を求められた。退去しないといけないのか。 また、退去に伴う引っ越し費用や敷金の返却を請求できるか。
工事・建築	業者に地震で壊れた屋根の修理を依頼したが、高額な代金を請求された。 自宅に訪ねてきて、屋根が壊れていると強引に修理を勧誘する業者がいる。
修理サービス	震災で倒れた墓石を勝手に修理され、高額な料金を請求された。
フリーローン・サラ金	震災被害者救済のため、個人から事業者まで書類不要で融資するという 勧誘のFAXが自宅に送られてきた。
火災保険（地震保険）	保険会社に、一部損にも満たないため保険金支払の対象外と言われた。
デジタルコンテンツ （架空請求メール）	携帯電話に災害情報サイト利用料を請求するメールが届いた。すぐ支払わ ないと訴えるともされている。



消費者庁「平成28年（2016年）熊本地震関連情報」

<http://www.caa.go.jp/earthquake20160414/>



① 首相官邸ホームページ 「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



② ツイッター 「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

[@kantei_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)